

令和4年度地域包括支援センター及び
高齢者等自立支援・重度化防止モデル事業普及啓発業務委託仕様書

1 事業名

令和4年度地域包括支援センター及び
高齢者等自立支援・重度化防止モデル事業普及啓発業務委託

2 事業の目的

高齢者等の身近な相談窓口である地域包括支援センターの認知度向上により、生活上の困りごと等を抱えた高齢者等が早い段階で適切な支援につながる環境を整備することで、相談の遅れによる状態の重度化・重症化を予防する。

また、令和4年度後半から着手する高齢者等自立支援・重度化防止モデル事業（以下「モデル事業」）では、主に要支援相当の高齢者等（以下「要支援者等」）に対し、状態の維持・改善に資する適切な支援体制の構築を目指している。その中で、対象の高齢者等及びその家族等の意識に働きかけ、主体的な取組につなげる意識啓発が重要となることから、モデル事業の理念や手続きの流れ、利用できるサービス等に関する分かりやすい広報を実施する。

3 委託内容

(1) 地域包括支援センターパンフレットの作成

①考え方

地域包括支援センターパンフレットは、区役所等の窓口で配布の機会が多いことから、相談の流れを案内する際の説明資料として活用ができる他、早めの相談のきっかけになるような分かりやすさ、手に取りやすさが求められる。

現状のリーフレットは、地域包括支援センターを制度的に説明する内容となっていることから、相談者目線の記載内容に改善し、上記の役割を果たすことができるパンフレットとして全体構成の見直しを行う。

②スケジュール

令和5年1月中	パンフレット原案作成
令和5年2月中	地域包括支援センターからの意見聴取、パンフレットイメージ確定
令和5年3月中	パンフレット作成

③発注者が指定する成果物

地域包括支援センターパンフレット 7万部

(2) 地域包括支援センターの認知度向上に向けた広報

①考え方

地域包括支援センターの認知度は、年々上昇してきているものの、令和元年度に実施した高齢者実態調査（一般高齢者調査）において、44.4%となっており、目標の45%を下回った。

現状では、行政主催のイベントや、地域包括支援センターによる個々の地域活動を通じて広報を行っているが、地域包括支援センターの認知度を向上させるため、全市レベルにおいて、より効果的な手法による広報の実施を目指す。

パンフレット等の内容を市民や介護事業者に対して広く発信し、市内全域において地域包括支援センターの認知度を向上させていくための広報物（印刷物、動画等）（以下、「広報物」とする。）を制作するもの。

②スケジュール

令和4年度内に実施する（詳細は契約締結後、委託者との協議により決定する）。

③発注者が指定する成果物

成果物の内容は、契約締結後、委託者との協議により決定する。

(3) モデル事業に関するリーフレットの作成

①考え方

要支援者等については、買い物や調理などの生活行為（IADL）の機能低下により生活上の困りごとが発生しているが、適切な支援によって状態の改善や悪化の防止が可能な状態である。

特に、地域包括支援センター等に初めての相談（以下「初回相談」）が寄せられた際には、相談者である要支援者等は、心身機能の低下による自身喪失など、今後の生活への不安を抱えている状態と考えられる。

モデル事業では、初回相談が寄せられた際に、要支援者等の困りごと等を聴き取るとともに、相談者に対して元の暮らしに戻れる可能性があること等を示し、要支援者等及びその家族等の意識に働きかけ、主体的な取組につなげる必要があることから、初回相談時の説明に使用する分かりやすいリーフレットを作成する。

②スケジュール

令和4年12月中	リーフレット原案作成
令和5年1~2月中	モデル事業者等からの意見聴取、リーフレットイメージ確定
令和5年3月中	リーフレットデータ作成

なお、要支援者等からの相談受付の考え方は、本市提供の資料の他、国の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」及び他都市の介護予防・日常生活支援総合事業の広報物の事例を参考とすること。

《介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインP69 抜粋》

(相談受付)

- 相談受付時は、まず、被保険者より、相談の目的や希望するサービスを聴き取る。
- 窓口担当者は、サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明を行う。
- あわせて、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨として、①効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進をはかる事業であること、②ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後は、より自立へ向けた次のステップに移っていくことを、説明する。

③発注者が指定する成果物

- モデル事業リーフレットの印刷用データ（PDF 及び編集可能な形式のもの）
- モデル事業リーフレットのホームページ掲載用データ（PDF）

(4) モデル事業の広報物の作成

①考え方

モデル事業について、令和4年度中の取組を取材し、介護事業所や市民に対して広く発信し、市内全域にモデル事業が目指す理念等を普及させていくための広報物（印刷物、動画等）（以下、「広報物」とする。）を制作するもの。

今回作成した広報物を含め、市が保持している広報物を活用しどのように広報するか企画し、実施すること。

制作した広報物については、川崎市ホームページや動画サイト等に掲載するなど、広報媒体のひとつとして有効に活用していくほか、研修等での活用を予定している。

②スケジュール

令和4年度内に実施する（詳細は契約締結後、委託者との協議により決定する）。

③発注者が指定する成果物

成果物の内容は、契約締結後、委託者との協議により決定する。

4 報告書の作成

委託内容における成果物等をまとめた報告書（様式は任意）を作成し、委託期間内に提出するものとする。

5 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

6 データの納品

印刷物の場合は、印刷用電子データについては、Adobe Illustrator 又は編集可能な Microsoft Word 及び Adobe PDF 方式で、川崎市ホームページ掲載用電子データについては Adobe PDF 方式で、CD-R 等の電子媒体に格納すること。

動画等映像物の場合は、完成品電子データについて、画質はフルHD、アスペクト比 16:9 とし、ファイル形式は市の指定する形式により、DVD-R 等に保存したものを予備含め3つ納入するものとする。

その他作成物については、適宜市との協議により決定する。

7 権利関係

ア 納入物に関する全ての知的財産権は市に帰属することとし、受注者は納入物及びこれに類するものについて、著作権者人格権を行使しないものとする。

イ 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は、肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から納入物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者の費用及び責任において解決するものとし、かつ、市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 その他

- (1) 契約期間を通じて、業務に携わることができる技術等に精通したディレクター、デザイナー、ライター等の担当者を、円滑に業務を進めるために十分な人数を配置すること。
- (2) 本業務によって作成する印刷物については、別添「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」の内容に配慮して制作を行うこと。
- (3) 本業務によって作成された印刷物及び編集データ（写真、イラスト、地図、表、ロゴ、タイトルなどを含む）の著作権は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は、製作物の二次利用について、了承するものとする。また、本市は制作物の意匠を改変して使用することができる。

- (4) 当該契約年度のみならず、次年度以降の同業務についても円滑に進めていくことができるよう、随時、企画についての意見交換等を行うこと。
- (5) 業務に伴う機材、交通費、その他経費については受託者の負担とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項、もしくは不明な点がある場合は、市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。